

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正について（R6 一次補正③（DXGX（人材確保、自動運転含む）、バリアフリー等））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の左欄の内容を加える。なお、（参考）欄及び改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する追加附則及び改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、（参考）欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を追加附則欄及び改正後欄に掲げるもののように改め、追加附則欄及び改正後欄に掲げる対象規定で（参考）欄及び改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

【DXGX（人材確保、自動運転含む）、バリアフリー等】

追加附則	（参考） 令和5年度補正事業における記載
<p>附 則（国総地第172号、国自旅第291号） （略） （「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト） （略） 第5条（略）</p>	<p>附 則（国総地第138号、国自旅第356号） （略） （危険なバス停対策事業） （略） 第20条（略）</p>
<p>附 則（国総地第176号、国鉄都第151号、国鉄事第499号、国自旅第295号、国自技環第172号、国海内第209号、国空事第1125号）</p> <p>第1条 この要綱の改正は、令和<u>6</u>年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>（交通DX・GXによる経営改善支援事業等）</p> <p>第2条 大臣は、令和<u>6</u>年度第一次補正予算に限り、附則別表1及び附則</p>	<p>附 則（「国総地第141号、国鉄事第803号、国自旅第362号、国自技環第207号、国海内第178号、国空事第1134号」、「国総地第5号、国鉄事第65号、国自旅第13号、国自技環第5号、国海内第11号、国空事第26号」）</p> <p>第1条 この要綱の改正は、令和<u>5</u>年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>（交通DX・GXによる経営改善支援事業等）</p> <p>第2条 大臣は、令和<u>5</u>年度第一次補正予算及び令和6年度予算に限り、</p>

別表2、附則別表3に掲げる地域公共交通事業者が交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業等（以下「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」という。）を行う場合においては、この条から附則第22条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

**（補助対象期間の始期）**

第3条 交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち、附則別表2に掲げる旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体による人材確保に要する経費（人材確保セミナー開催経費、広報業務に関する経費、二種免許取得に関する経費等）に対する支援における補助対象期間の始期は、令和6年12月17日とする。

**（交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画）**

第4条 補助対象事業者は、交通DX・GXによる経営改善支援事業を行おうとするときは、次に掲げる事項（自動車分野の人材確保に関する取組にあっては第一号を除く。）について、別に定めるところにより交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画の概要を、あらかじめ大臣に提出しなければならない。

- 一 公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組
- 二 事業の経営改善に資する新たな取組
- 三 地方公共団体との連携に関する取組
- 四 その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組
- 五 前各号の取組に見込まれる経費

附則別表1及び附則別表2、附則別表3に掲げる地域公共交通事業者が交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業等（以下「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」という。）を行う場合においては、この条から附則第22条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

**（補助対象期間の始期）**

第3条 交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち、附則別表2に掲げる旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体による人材確保に要する経費（人材確保セミナー開催経費、広報業務に関する経費、二種免許取得に関する経費等）に対する支援における補助対象期間の始期は、令和5年11月29日とする。

**（交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画）**

第4条 補助対象事業者は、交通DX・GXによる経営改善支援事業を行おうとするときは、次に掲げる事項（自動車分野の人材確保に関する取組にあっては第一号を除く。）について、別に定めるところにより交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画の概要を、あらかじめ大臣に提出しなければならない。

- 一 公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組
- 二 事業の経営改善に資する新たな取組
- 三 地方公共団体との連携に関する取組
- 四 その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組
- 五 前各号の取組に見込まれる経費

**(補助対象事業等)**

第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 交通DX・GXによる経営改善支援事業等（自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組及び人材確保に関する取組、Maasの実装に向けた基盤整備事業を除く。）における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

3 自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組及び人材確保に関する取組における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表2に定めるものとする

4 Maasの実装に向けた基盤整備事業における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表3に定めるものとする。

**(補助金の額)**

第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1又は附則別表2、附則別表3に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

**(補助金交付申請)**

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第14-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければ

**(補助対象事業等)**

第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 交通DX・GXによる経営改善支援事業等（自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組及び人材確保に関する取組、Maasの実装に向けた基盤整備事業を除く。）における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

3 自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組及び人材確保に関する取組における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表2に定めるものとする

4 Maasの実装に向けた基盤整備事業における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表3に定めるものとする。

**(補助金の額)**

第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1又は附則別表2、附則別表3に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

**(補助金交付申請)**

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第14-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければ

ならない。

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別表1及び附則別表2に定める事業を行う場合は、交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画を補助金交付申請書に添付するものとする。

3 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別表1に定める実証運行を行う場合は、次の各号に掲げる書類を補助金交付申請書に添付するものとする。

一 実証運行の計画として次に掲げる事項を記載した書類

イ 実証運行の実施内容（期間、運行回数、輸送人員見込等）

ロ 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組のうち、実証運行に係る内容

ハ 実証運行により達成しようとする目標

ニ 実証運行の目標達成状況の把握方法

ホ 実証運行に要する経費見込

ヘ 実証運行による収入見込

二 直近の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

三 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類

#### （交付の決定及び通知）

第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第14-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

ならない。

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別表1及び附則別表2に定める事業を行う場合は、交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画を補助金交付申請書に添付するものとする。

3 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別表1に定める実証運行を行う場合は、次の各号に掲げる書類を補助金交付申請書に添付するものとする。

一 実証運行の計画として次に掲げる事項を記載した書類

イ 実証運行の実施内容（期間、運行回数、輸送人員見込等）

ロ 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組のうち、実証運行に係る内容

ハ 実証運行により達成しようとする目標

ニ 実証運行の目標達成状況の把握方法

ホ 実証運行に要する経費見込

ヘ 実証運行による収入見込

二 直近の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

三 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類

#### （交付の決定及び通知）

第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第14-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

**(交付決定の変更等の申請)**

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第14-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

**(交付決定の変更及び通知)**

第10条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第14-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

**(申請の取下げ)**

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

**(状況報告)**

第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第14-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。ただし、第8条第1項又は第10条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年

**(交付決定の変更等の申請)**

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第14-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

**(交付決定の変更及び通知)**

第10条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第14-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

**(申請の取下げ)**

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

**(状況報告)**

第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第14-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。ただし、第8条第1項又は第10条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年

度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

**(実績報告)**

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第14-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに様式第14-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の完了実績報告書又は終了実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を添付するものとする。

- 一 実証運行の実績（期間、運行回数、輸送人員等）
- 二 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組に係る実証運行による効果
- 三 実証運行の目標達成状況（目標を達成することができなかった場合の要因分析も含む。）
- 四 実証運行に要した経費
- 五 実証運行による収入

**(補助金の額の確定等)**

第14条 大臣は、前条第1項本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第14-8により補助対象事業者に通知す

度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

**(実績報告)**

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第14-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに様式第14-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の完了実績報告書又は終了実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を添付するものとする。

- 一 実証運行の実績（期間、運行回数、輸送人員等）
- 二 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組に係る実証運行による効果
- 三 実証運行の目標達成状況（目標を達成することができなかった場合の要因分析も含む。）
- 四 実証運行に要した経費
- 五 実証運行による収入

**(補助金の額の確定等)**

第14条 大臣は、前条第1項本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第14-8により補助対象事業者に通知す

るものとする。

**(間接補助対象事業の実施に係る規程の承認等)**

第15条 附則別表2により補助を実施する場合、補助対象事業者は、間接補助対象事業の開始前に、間接補助対象事業の実施に係る交付手続き等について、本交付要綱に準ずる規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 補助対象事業者が、前項に定める交付規程に違反した間接補助事業の実施に係る手続き等を行った場合は、前条に定める交付決定の取消しを行うとともに補助金の返納を命ずるものとする。

**(補助金の請求)**

第16条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第14-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

**(事業の中止等)**

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

**(補助金の整理)**

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

るものとする。

**(間接補助対象事業の実施に係る規程の承認等)**

第15条 附則別表2により補助を実施する場合、補助対象事業者は、間接補助対象事業の開始前に、間接補助対象事業の実施に係る交付手続き等について、本交付要綱に準ずる規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 補助対象事業者が、前項に定める交付規程に違反した間接補助事業の実施に係る手続き等を行った場合は、前条に定める交付決定の取消しを行うとともに補助金の返納を命ずるものとする。

**(補助金の請求)**

第16条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第14-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

**(事業の中止等)**

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

**(補助金の整理)**

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

**(取得財産等の整理)**

第19条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

**(帳簿等の保存)**

第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

**(取得財産等の管理等)**

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

**(取得財産等の処分の制限)**

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはなら

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

**(取得財産等の整理)**

第19条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

**(帳簿等の保存)**

第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

**(取得財産等の管理等)**

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

**(取得財産等の処分の制限)**

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはなら



ない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第14-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

#### (自動運転社会実装推進事業)

第23条 国土交通大臣は、令和6年度第一次補正予算に限り、交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち自動運転による地域公共交通実証調査事業（以下「自動運転社会実装推進事業」という。）を行う者（以下この条から附則第24条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

#### (準用規定)

第24条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和4年2月15日付国総地第61号他）第3条から第21条までの規定は、前条の自動運転社会実装推進事業を行う場合において準用する。

#### (バリアフリー化設備等整備事業)

第25条 第74条から第91条に定めるバリアフリー化設備等整備事業は、令和6年度第一次補正予算に限り、本条の規定によることができる。

2 前項による場合、第74条から第91条の規定を準用する。この場合、

ない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第14-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

#### (自動運転社会実装推進事業)

第23条 国土交通大臣は、令和5年度第一次補正予算に限り、交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち自動運転による地域公共交通実証調査事業（以下「自動運転社会実装推進事業」という。）を行う者（以下この条から附則第24条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

#### (準用規定)

第24条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和4年2月15日付国総地第61号他）第3条から第21条までの規定は、前条の自動運転社会実装推進事業を行う場合において準用する。

#### (新設)

第74条から第91条中「別表23」は「附則別表1」、第77条中「補助金交付申請書に、第75条第1項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画を添付し」は「補助金交付申請書を」と読み替えるものとする。

附則別表1（令和7年3月4日改正附則第2条、第5条第2項、第6条、第7条第2項及び第7条第3項関連）

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者（地方公共団体（第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第6条第2項に定める旅客会社及び同法第8条第2項に定める貨物会社、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者並	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（遠隔管理システム等）並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費	1/2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）

附則別表1（令和6年3月21日改正附則第2条、第5条第2項、第6条、第7条第2項及び第7条第3項関連）

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者（地方公共団体（第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第6条第2項に定める旅客会社及び同法第8条第2項に定める貨物会社、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者並	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（遠隔管理システム等）並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費	1/2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）

	びに鋼索鉄道のみを経営する事業者を除く。)	「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1/2						
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体(「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与する者	「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1/2		自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体(「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与する者	「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1/2	
	一般貸切旅客自	「交通DX・	1/2			一般貸切旅客自	「交通DX・	1/2	

<p>動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体(「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与する者</p>	<p>G Xによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用</p>			<p>動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体(「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与する者</p>	<p>G Xによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用</p>		
<p>一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体(「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与す</p>	<p>「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用</p>	<p>1 / 2</p>		<p>一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体(「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与す</p>	<p>「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用</p>	<p>1 / 2</p>	

	る者					る者			
海事	第26条第2項に定める離島航路事業及び同条第3項において離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用(ダイヤ最適化システム等)並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等(人件費は除く)に要する経費	1/2(当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額)		海事	第26条第2項に定める離島航路事業及び同条第3項において離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用(ダイヤ最適化システム等)並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等(人件費は除く)に要する経費	1/2(当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額)	
		「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取	1/2				「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取	1/2	

		組の実証運行に要する費用				組の実証運行に要する費用	
航空	本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）	地域公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（販売連携システム等）並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費	1 / 2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）		航空	本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）	1 / 2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）
		「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運	1 / 2			「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運	1 / 2

	行に要する費用	
--	---------	--

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

附則別表2（令和7年3月4日改正附則第2条、第5条第3項、第6条、第7条第2項及び第15条関連）

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
旅客自動車運送事業等に対する交通DX・GXによる経	交通DX・GXによる経営改善支援事業費等	旅客自動車運送事業及び道路運送法第78条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「自家用有償	1/2

	行に要する費用	
--	---------	--

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

附則別表2（令和6年3月21日改正附則第2条、第5条第3項、第6条、第7条第2項及び第15条関連）

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
旅客自動車運送事業等に対する交通DX・GXによる経	交通DX・GXによる経営改善支援事業費等	旅客自動車運送事業及び旅客自動車運送事業及び道路運送法第78条第二号に定める自家用有償旅客運送を	1/2

<p>営改善 支援事業等（間 接補助）</p>		<p>旅客運送者」と いう。）並びに これらの者を 構成員に含む 団体並びにこ れらの者に車 両を貸与する 者が行う交通 DX・GXによ る経営改善に 要する経費（公 共交通のデジ タル化・システ ム化・グリーン 化に要する費 用（運行管理シ ステム、配車ア プリ等）、デジ タル化・システ ム化・グリーン 化のための技 術研修及び調 査等（人件費は 除く）に要する 経費）</p>			<p>営改善 支援事業等（間 接補助）</p>		<p>行う者（以下 「自家用有償 旅客運送者」と いう。）並びに これらの者を 構成員に含む 団体並びにこ れらの者に車 両を貸与する 者が行う交通 DX・GXによ る経営改善に 要する経費（公 共交通のデジ タル化・システ ム化・グリーン 化に要する費 用（運行管理シ ステム、配車ア プリ等）、デジ タル化・システ ム化・グリーン 化のための技 術研修及び調 査等（人件費は 除く）に要する</p>		
---------------------------------	--	---	--	--	---------------------------------	--	---	--	--





	備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費				備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費		
<p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p> <p><u>3.</u> 補助対象事業者は「旅客自動車運送事業等に対する交通DX・GXによる経営改善支援事業等を行う者に補助金を交付する者」とする。</p> <p><u>4.</u> 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。</p>				<p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>			
<p>附則別表3（令和7年3月4日改正附則第2条、第5条第4項、第6条及び第7条第2項関連）</p>				<p>附則別表3（令和6年3月21日改正附則第2条、第5条第4項、第6条及び第7条第2項関連）</p>			
補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率		補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	
公共交	地域の公共交通事	1/3（ただし、ク		公共交	地域の公共交通事	1/3（ただし、クラ	

通事業者（次に掲げる者をいう。）、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会 イ 鉄道事業者（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅	業者におけるキャッシュレス決済の導入に要する経費	ラウド型キャッシュレス決済の導入に要する経費については1/2)		通事業者（次に掲げる者をいう。）、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会 イ 鉄道事業者（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅	業者におけるキャッシュレス決済の導入に要する経費	ラウド型キャッシュレス決済の導入に要する経費については1/2)	
	地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に要する経費	1/2			地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に要する経費	1/2	
	地域の公共交通事業者等における混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に要する経費	1/2			地域の公共交通事業者等における混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に要する経費	1/2	

<p>客の送 運行も をうの のび及 び旅の 客送 運行 をう鉄 道事 業者 に鉄 道施 設を 譲渡 し、又 は使 用さ るの に限 る。)</p> <p>□ 軌道 法(大 正 1</p>				<p>客の送 運行も をうの のび及 び旅の 客送 運行 をう鉄 道事 業者 に鉄 道施 設を 譲渡 し、又 は使 用さ るの に限 る。)</p> <p>□ 軌道 法(大 正 1</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>0 年 法 律 第 7 6号) に よ る 軌 道 経 営 者 ( 旅 客 の 送 行 を 行 う も の に 限 る。) ハ 道 路 運 送 法 (昭 和 2 6 年 法 律 第 1 8 3 号) に よ る</p>				<p>0 年 法 律 第 7 6号) に よ る 軌 道 経 営 者 ( 旅 客 の 送 行 を 行 う も の に 限 る。) ハ 道 路 運 送 法 (昭 和 2 6 年 法 律 第 1 8 3 号) に よ る</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>一般乗合旅客自動車運送業者、        一般乗用自動車運送業者及び        家用旅客運送並びにこれら        の両</p>				<p>一般乗合旅客自動車運送業者、        一般乗用自動車運送業者及び        家用旅客運送並びにこれら        の両</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

貸与 する 者 二 海上 運送 法(昭 和 2 4 年 法律 第 1 8 7 号) 第 2 条 第 5 項に 規定 する 一般 旅客 定期 航路 事業 (本 邦以 外の 地域				貸与 する 者 二 海上 運送 法(昭 和 2 4 年 法律 第 1 8 7 号) 第 2 条 第 5 項に 規定 する 一般 旅客 定期 航路 事業 (本 邦以 外の 地域			
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>の各港間に航路を定め、行も除く。) 営業者及びこれらの者に船貸与する者</p>				<p>の各港間に航路を定め、行も除く。) 営業者及びこれらの者に船貸与する者</p>			
<p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。  2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額</p>				<p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。  2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額</p>			



を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

附則別表1（令和4年2月15日改正、令和7年3月4日改正附則第3条第2項及び附則第4条関連）

附則別表1（令和4年2月15日改正附則第3条第2項及び附則第4条関連）

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
(1) 自動運転社会実装推進事業（間接補助）	自動運転による地域公共交通実証調査事業費	バス等の地域公共交通サービスを自動運転により提供しつつ、技術面、経営面、住民の受容性の観点から行う実証事業に要する経費	4/5
	業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	4/5
(2) 自動運転	人件費	補助事業に従事する	定額

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
1) 自動運転実証調査事業（間接補助）	自動運転による地域公共交通実証調査事業費	バス等の地域公共交通サービスを自動運転により提供しつつ、技術面、経営面、住民の受容性の観点から行う実証事業に要する経費	定額
	業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	定額
(2) 自動運転	人件費	補助事業に従事する	定額

社会実装推進事業（直接補助）		者の作業時間に対する人件費	
	事業費	旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、翻訳・通訳費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費	定額
<p>1. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。</p> <p>2. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>3. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第10—11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p> <p><u>附則別表1</u>（令和7年3月4日改正附則第25条関連）</p>			
種目	補助対象経費の区分		補助率

  

実証調査事業（直接補助）		者の作業時間に対する人件費	
	事業費	旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、翻訳・通訳費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費	定額
<p>（新設）</p> <p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第10—11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p> <p>（新設）</p>			

自動車 (間接 補助)	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者が行う以下の事業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス・リフト付バス（空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。）、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）を除く。）の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費）</li> </ul>	<p>1/3</p> <p>（ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額）</p>	
	<p>一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費（通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成）</li> </ul>		
	<p>一般乗合客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上</li> </ul>		

	<p>の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であつて、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、ホームページ制作等）</li> </ul>		
	<p>一般乗合旅客運送事業者及び同事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者用ＩＣカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入に要する経費</li> </ul>		
<p>自動車 （直接補助）</p>	<p>バリアフリー化設備等整備事業を行う者に対して補助金を交付する事業を行うための以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費</li> <li>・旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、翻訳・通訳費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託</li> </ul>	<p>定額</p>	

	費		
<p>(注)</p> <p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式4に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p> <p>3. 補助対象事業者は「バリアフリー化設備等整備事業を行う者に補助金を交付する者」とする。</p> <p>4. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。</p>			

【本則 バリアフリー等】

改正後				改正前（現時点版）																			
<p>(本則部分)</p> <p>別表23（第74条第2項関連）</p> <p style="text-align: center;">バリアフリー化設備等整備事業（補助対象事業者等）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>補助対象事業者</th> <th>補助対象経費の区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道</td> <td>鉄軌道事業者</td> <td>・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消及びバリアフリートイレの設置</td> <td>1 / 3</td> </tr> </tbody> </table>				種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消及びバリアフリートイレの設置	1 / 3	<p>(本則部分)</p> <p>別表23（第74条第2項関連）</p> <p style="text-align: center;">バリアフリー化設備等整備事業（補助対象事業者等）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>補助対象事業者</th> <th>補助対象経費の区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道</td> <td>鉄軌道事業者</td> <td>・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消及び多機能トイレの設置並びに</td> <td>1 / 3</td> </tr> </tbody> </table>				種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消及び多機能トイレの設置並びに	1 / 3
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率																				
鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消及びバリアフリートイレの設置	1 / 3																				
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率																				
鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消及び多機能トイレの設置並びに	1 / 3																				

		並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））				誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））		
		・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）				・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）		
		・障害者用ICカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入に要する経費				・障害者用ICカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入に要する経費		
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス・リフト付バス（空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。）、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）を除く。）の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費）	1 / 3 （ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1 / 4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に	自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス・リフト付バス（空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。）、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）を除く。）の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費）	1 / 3 （ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1 / 4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に	
	一般乗用旅客自	・福祉タクシーの共同配車セ			一般乗用旅客自	・福祉タクシーの共同配車セ		

	<p>動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<p>ンターの整備に要する経費（通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成）</p>	<p>1 / 2 を乗じて得た額のいずれか少ない額)</p>					
	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<p>・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</p>						
		<p>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、ホームページ制作等）</p>						
	<p>動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<p>ンターの整備に要する経費（通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成）</p>	<p>1 / 2 を乗じて得た額のいずれか少ない額)</p>					
	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</p>	<p>・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</p>						
		<p>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、ホームページ制作等）</p>						

	一般乗合旅客運送事業者及び同事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・ 障害者用 I C カードシステム及び障害者用 W E B 予約・決済システムの導入に要する経費	1 / 3			一般乗合旅客運送事業者及び同事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・ 障害者用 I C カードシステム及び障害者用 W E B 予約・決済システムの導入に要する経費	1 / 3	
海事	国内一般旅客定期航路事業を営む者（以下「国内一般旅客定期航路事業者」という。）、国内旅客不定期航路事業を営む者（以下「国内旅客不定期航路事業者」という。）、国内において一般不定期航路事業を営む者（以下「国内一般不定期航路事業者」という。）、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者	・ 船舶の移動等円滑化に要する経費、 <u>段差の解消及びバリアフリートイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む）、</u> 附帯工事費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）	1 / 3		海事	国内一般旅客定期航路事業を営む者（以下「国内一般旅客定期航路事業者」という。）及び国内一般旅客定期航路事業者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者	・ 船舶の移動等円滑化に要する経費（ <u>高度バリアフリー化船の建造、船舶の改造に要する経費のうち、高度バリアフリー化船の建造であっては、高度バリアフリー化船の船価と基準船舶（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号）に基づくバリアフリー基準に適合した設備だけを設置した船舶）の船価との差額、船舶の改造にあっては改造費（資産の購入を含む）、</u> 附帯工事費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））	1 / 3	



<p>国内一般旅客定期航路事業者、国内旅客不定期航路事業者、国内一般不定期航路事業者で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者</p>	<p>・旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費(段差の解消及びバリアフリートイレの設置等並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附带工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))</p>			<p>国内一般旅客定期航路事業者又は国内旅客不定期航路事業者を営む者(以下「国内旅客不定期航路事業者」という。)で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者</p>	<p>・旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費(段差の解消(構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機(車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。))を整備する場合に限る。)及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附带工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))</p>		
<p>国内一般旅客定期航路事業者、国内旅客不定期航路事業者、国内一般不定期航路事業者、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者</p>	<p>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費(待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等)</p> <p>・障害者の利用に対応したWEBによる乗船券等の予約・決済システム、QRコード等による乗船券等のチケットレス化に対応した乗船・客室設備の導入・改修に要する経費</p> <p>・障害者等に対する音声ガイドサービスの導入に要する</p>			<p>国内一般旅客定期航路事業者、国内旅客不定期航路事業者、国内一般旅客定期航路事業者又は国内旅客不定期航路事業者に船舶を貸与する船舶貸</p>	<p>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費(待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等)</p> <p>・障害者の利用に対応したWEBによる乗船券等の予約・決済システム、QRコード等による乗船券等のチケットレス化に対応した乗船・客室設備の導入・改修に要する経費</p> <p>・障害者等に対する音声ガイドサービスの導入に要する</p>		

		経費	
航空	本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</li> <li>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）</li> </ul>	1 / 3

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相

	渡業を営む者	経費	
航空	本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</li> <li>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）</li> </ul>	1 / 3

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相

当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

(削除)

3. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
4. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和2年3月31日付け国自旅第326号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。
5. ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る補助対象事業者は、特別区・武三交通圏において1,000両以上のタクシー車両を保有し、補助金の交付申請を行う年度の前年度、前々年度、前々々年度のいずれかにおける経常収支が黒字であった事業者（特別区・武三交通圏を営業区域とするグループ会社にあつては、当該グループ会社から業務提携会社を除いた事業者を1つの事業者とみなす。）を除くこととする。
6. 「一般不定期航路事業」については、令和7年4月1日の海上運送法改正以前においては、「人の運送をする不定期航路事業」と読み替える。

当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 段差解消のうちエレベーター及びスロープの設置、多機能トイレの設置については、令和元年度第一次補正予算に限る。
4. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
5. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和2年3月31日付け国自旅第326号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。
6. ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る補助対象事業者は、特別区・武三交通圏において1,000両以上のタクシー車両を保有し、補助金の交付申請を行う年度の前年度、前々年度、前々々年度のいずれかにおける経常収支が黒字であった事業者（特別区・武三交通圏を営業区域とするグループ会社にあつては、当該グループ会社から業務提携会社を除いた事業者を1つの事業者とみなす。）を除くこととする。
7. 「高度バリアフリー化船」とは、「旅客船バリアフリーガイドライン（令和3年11月国土交通省海事局安全基準課）」の推奨基準に適合する設備を有する船舶をいう。ただし、旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう。）、通路及び車いすスペースのすべてを有していること。

【自動運転（令和5年度補正及び令和6年度当初分追加修正）】

改正後	改正前
<p>附 則（「国総地第141号、国鉄事第803号、国自旅第362号、国自技環第207号、国海内第178号、国空事第1134号」、「国総地第5号、国鉄事第65号、国自旅第13号、国自技環第5号、国海内第11号、国空事第26号」、「国総地第176号、国鉄都第151号、国鉄事第499号、国自旅第295号、国自技環第172号、国海内第209号、国空事第1125号」）</p> <p>第1条 ～ 第22条 （略）</p> <p>（自動運転社会実装推進事業）</p> <p>第23条 国土交通大臣は、令和5年度第一次補正予算及び令和6年度予算に限り、交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち自動運転による地域公共交通実証調査事業（以下「自動運転社会実装推進事業」という。）を行う者（以下この条から附則第24条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>第24条 （略）</p>	<p>附 則（「国総地第141号、国鉄事第803号、国自旅第362号、国自技環第207号、国海内第178号、国空事第1134号」、「国総地第5号、国鉄事第65号、国自旅第13号、国自技環第5号、国海内第11号、国空事第26号」）</p> <p>第1条 ～ 第22条 （略）</p> <p>（自動運転社会実装推進事業）</p> <p>第23条 国土交通大臣は、<u>令和5年度第一次補正予算に限り</u>、交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち自動運転による地域公共交通実証調査事業（以下「自動運転社会実装推進事業」という。）を行う者（以下この条から附則第24条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>第24条 （略）</p>